

令和2年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年12月25日					
招 集 の 場 所	広島県山県郡北広島町有田1234番地 北広島町役場2階 大会議室					
議 長	宍戸邦夫					
開閉会日時及び宣告	開 会	令和2年12月25日 午前10時				
	閉 会	令和2年12月25日 午前11時30分				
<input type="radio"/> 出席を示す <input type="checkbox"/> △ 欠席を示す <input type="checkbox"/> × 不応招を示す <input type="checkbox"/> □ 公務欠席を示す	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
	1	芦田宏治	○	5	中田節雄	○
	2	大下正幸	○	6	熊高昌三	○
	3	山本 優	○	7	濱田芳晴	○
	4	美濃孝二	○	8	宍戸邦夫	○
会議録署名議員	4番 美濃孝二		5番 中田節雄			
地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管 理 者	箕野博司	局 長	児玉一朗		
	副管理者	石丸伸二	所 長	村田浩章		
	監査委員	木原張登				
議 事 日 程	【日程第1号】					
	日程第1	仮議席の指定について				
	日程第2	議長選挙について				
	【日程第2号】					
	日程第1	議席の指定について				
	日程第2	会議録署名議員の指名について				
	日程第3	会期の決定について				
	日程第4	諸般の報告				
	日程第5	副議長選挙について				
	日程第6	議会運営委員の選任について				
	日程第7	議案第5号	専決処分の承認を求めることについて (芸北広域環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)			
日程第8	議案第6号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について				
日程第9	議案第7号	令和元年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について				
追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出について						
会議に付した事件	議事日程に同じ					
会 議 の 経 過	次のとおり					

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議 (日程第1号) 日程第1 日程第2	仮 議 長	<p>【 議員及び執行機関の自己紹介終了後 】</p> <p>ただ今の出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、御手元に配付の日程第1号のとおりです。</p>
	仮 議 長	<p>日程第1、「仮議席の指定」を行います。</p> <p>仮議席は、ただ今着席の議席とします。</p>
	仮 議 長	<p>日程第2、「議長の選挙」を行います。</p> <p>お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長により指名推薦にしたいと思っております。御異議はありませんか。</p>
	仮 議 長	<p>〔 「異議なし」と言う者あり 〕</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって選挙の方法は議長による指名推選によることに決定しました。</p> <p>ここで暫時休憩とします。</p> <p>〔 暫時休憩中 〕</p>
	仮 議 長	<p>休憩を終わり再開いたします。</p> <p>先ほどの議長については、宍戸邦夫君を指名します。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただいま、議長において指名しました宍戸邦夫君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。</p>
	議 長	<p>〔 「異議なし」と言う者あり 〕</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただいま指名しました宍戸邦夫君が議長に当選されました。会議規則第33条第2項による当選の告知をいたします。</p> <p>議長に宍戸邦夫君。</p> <p>宍戸邦夫君、議長当選の承諾及び御挨拶を自席にてお願いいたします。</p> <p>ただいま議長に当選させていただきました宍戸邦夫でございます。議長という大役を担うことになりましたが、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
(日程第2号) 日程第1 日程第2 日程第3	仮 議 長	<p>以上で臨時議長の職務は終了いたしました。よって、議長と議長席を交代いたします。御協力ありがとうございました。</p>
		<p>ここで暫時休憩といたします。</p>
	議 長	<p>〔 暫時休憩中 〕</p> <p>〔 臨時議長が自席に、議長が議長席に着く 〕</p>
	議 長	<p>休憩を閉じて、会議を再開いたします。</p> <p>これよりの日程は、御手元に配付いたしました日程第2号のとおりでございます。</p> <p>日程に入ります前に、この場をお借りいたしまして、本日の定例会における対応へのお願いがございます。</p> <p>本日の議場は、新型コロナウイルス感染拡大防止を視野に、距離を保つ形で配置しております。また、マスクを着用していただいている関係で、マイクを使用させていただいております。</p> <p>各議案への質疑は、できる限り要点を絞って御発言いただきますよう、答弁も簡潔明瞭にお願いいたします。</p> <p>長時間、密閉空間に集まるといった感染リスクを回避するため、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>日程第1、「議席の指定について」を行います。</p> <p>本組合議員に新たに選任された議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定によって、議長において、ただいま着席のとおり指定いたします</p> <p>日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番、美濃孝二君及び5番、田中節雄君を指名いたします。失礼いたしました。大変失礼いたしました。5番、中田節雄君を指名いたします。</p> <p>日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。</p> <p>〔 「異議なし」と言う者あり 〕</p> <p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日間と決定いたしました。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第4	議 長	<p>日程第4、「諸般の報告」をいたします。議長報告をいたします。</p> <p>前回の本組合議会以降、本組合議会議員に異動がありました。</p> <p>新たに選任された1番、芦田宏治君、2番、大下正幸君、3番、山本優君、6番、熊高昌三君、7番、濱田芳晴君、そして私、宍戸邦夫でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>尚、辞職されました議員は、青原敏治君、金行哲昭君、先川和幸君、前重昌敬君、宮本裕之君であります。</p> <p>本定例会に出席を求めた説明員は、管理者、副管理者、事務局長所長及び木原監査委員です。</p> <p>次に監査委員から、令和2年度第1回定例監査及び令和元年度下半期分の例月出納検査の報告を受けております。御手元に配付しておりますので、御了承願います。</p> <p>以上で「諸般の報告」を終わります。</p>
日程第5	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第5、「副議長の選挙」を行います。</p> <p>組合議会議員の交代により、ただいま副議長が空席となっておりますので、選挙を行うものでございます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長により指名推選にしたいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と言う者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって選挙の方法は議長による指名推選によることに決定いたしました。</p> <p>ここで暫時休憩といたします。</p> <p>〔暫時休憩中〕</p> <p>休憩を終わり再開いたします。</p> <p>先ほどの副議長については、濱田芳晴君を指名します。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただ今、議長において指名しました濱田芳晴君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と言う者あり〕</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただ今指名しました濱田芳晴君が副議長に当選されました。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 6	議 長	<p>会議規則第 33 条第 2 項による当選の告知をいたします。 副議長に濱田芳晴君。 それでは濱田芳晴君、副議長当選の御承諾及び御挨拶を自席にてお願いいたします。</p>
	副 議 長	<p>それでは失礼します。 うちの町の事情によって、来年 3 月には選挙があるわけですが、それまでピンチヒッターみたいな形で、議長を務めさせていただいております、濱田でございます。よって、この会へ出席をということでございますが、任期が来年の 3 月までしかありませんが、一生懸命やろうと思っておりますので、よろしく願います。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。</p>
	議 長	<p>日程第 6、「議会運営委員の選任」を行います。 お諮りいたします。 組合議会議員の交代に伴い、ただいま議会運営委員が 2 名欠員となっております。 ここで暫時休憩とします。 〔 暫時休憩中 〕</p>
	議 長	<p>休憩を終わり再開いたします。 議会運営委員の選任については、委員会条例第 4 条第 1 項の規定により、議長において議会運営委員に 2 番、大下正幸君及び 6 番、熊高昌三君を指名したいと思います。 これに御異議ありませんか。 〔 「異議なし」と言う者あり 〕</p>
	議 長	<p>御異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました大下正幸君及び熊高昌三君を議会運営委員に選任することに決定いたしました。 ここで暫時休憩とします。 〔 暫時休憩中 〕</p>
	議 長	<p>それでは、休憩を終わり再開いたします。 議会運営委員会の委員長が決まりましたので、御報告いたします。 委員長 熊高昌三君であります。 この際、議会運営委員会委員長から就任の御挨拶をお願いいたします。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 7	議 長	6 番、熊高昌三君。
	議会運営委員長	議長。ただ今、議会運営委員会の委員長ということで拝命いただきました。議長の下、議会運営委員会の皆様とともに、スムーズな議会運営を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。
	議 長	はい。ありがとうございました。
	議 長	日程第 7、議案第 5 号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。
	管 理 者	この際、議案の朗読を省略いたします。 提案理由の説明を求めます。 管理者、箕野博司君。
管 理 者	改めまして、皆さん、おはようございます。 〔一同、「おはようございます」〕	
管 理 者	提案理由の説明ということでございますが、その前に、一言、御挨拶をさせていただきます。	
	本年も残りあとわずかかという、大変御多忙な時期に、皆様方には、こうして本日の組合議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。	
	先ほども御紹介がございましたが、議長、副議長をはじめ、各委員の御選任もございました。よろしく願いいたします。また、副管理者として石丸市長に御就任いただいております。どうぞよろしく願いをいたします。	
	現在、広島県・広島市が連携して「新型コロナ感染拡大防止集中対策」が実施されており、安芸高田市及び北広島町においても住民と一丸となった感染防止対策が進められおります。新型コロナウィルス感染症の影響を受けられているすべての方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、組合といたしましては、ごみ処理業務が住民の皆さんの生活を維持するために必要不可欠な社会インフラであることを肝に銘じ、安定した処理業務を行っていきたいと思っております。	
	議会と私ども執行機関とは、よく車の両輪に例えられるているわけでございますが、それぞれの立場を尊重しながら、議論を行い、互いに連携・協力しながら、この難局を乗り越えるべく、議員の皆様方には、格別の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>管 理 者</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>それでは、議案第5号の提案理由の説明をさせていただきます。お配りをしております提出議案書の1ページ目を御覧ください。議案第5号、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。事業所からの、芸北広域きれいセンターへの、搬入に係るごみ処理手数料の改正につきまして、新型コロナウイルス感染症による事業所への影響を考慮し、施行日を令和3年4月1日に延期する措置を直ちに講ずる必要がございましたので、「組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を専決処分させていただいたものでございます。</p> <p>詳細につきましては、事務局から説明いたしますので、御承認のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長、児玉一朗君。</p> <p>はい、失礼いたします。</p> <p>議案第5号でございますけれども、事務局より説明させていただきます。提出議案書の方に専決処分書が載せてございますけれども、参考資料として資料の1が、A4の表裏にあるのですが、一番最後に綴じてある1枚ものの紙がございます。こちらを御覧ください。今後、もし資料がない方は手を挙げていただけたらと思います。</p> <p>資料の1でございますけれども、表面の方でございますけれども、あの、事業所の廃棄物をきれいセンターに持ち込む時の手数料、中ほどの表ですが、これを燃えるごみ10kgまで毎に90円、燃えないごみ等120円、容器包装ごみは50円、粗大ごみを160円に値上げするものでございます。それぞれ10円から20円の値上げとなります。この改正条例につきまして、昨年12月議会で御可決いただいたんですけれども、新型コロナウイルス感染症の事業所等への影響を考慮しまして、本年の7月からの値上げを来年4月に延期する措置をとるべく、改正条例の改正を専決処分させていただいたものでございます。</p> <p>裏面にですね、歳入予算への影響について、記載しておりますけれども、約700万円の減収となると予想されますけれども、入札残金や事業の見直し等で対応させていただいております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>これをもって、提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 8	議 長	<p>〔 「質疑なし」と言う者あり 〕</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。</p>
	議 長	<p>〔 「なし」と言う者あり 〕</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより、議案第 5 号「専決処分の承認を求めることについて」を、起立により採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。</p>
	議 長	<p>〔 賛成者起立 〕</p> <p>起立多数であります。</p> <p>よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第 8、議案第 6 号、「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。</p> <p>この際、議案の朗読を省略いたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p>
	管 理 者	議 長。
	管 理 者	管理者、箕野博司君。
管 理 者	<p>はい。提出議案書の 3 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 6 号、「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」でございます。</p> <p>広島県市町総合事務組合の規約変更について、協議があり、市町総合事務組合を組織している本組合の議会の議決が必要となりましたので、本議案を提出させていただいております。</p> <p>既に、各市町の 12 月議会で同様の議案について、可決されておられますが、内容につきましては、来年 3 月 31 日に解散する「世羅三原斎場組合」を市町総合事務組合の組織団体から、削除するものでございます。</p> <p>具体的な規約の変更箇所につきましては、4 ページ目に新旧対照表を載せておりますので、御覧いただきたいと思います。</p> <p>以上、よろしくお願いをいたします。</p>	
議 長	<p>これをもって、提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 9	議 長	<p>〔 「なし」と言う者あり 〕</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。</p>
	議 長	<p>〔 「なし」と言う者あり 〕</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。 これより、議案第 6 号、「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」を起立により採決いたします。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。</p>
	議 長	<p>〔 賛成者起立 〕</p> <p>起立多数であります。 よって本案は、原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第 9、議案第 7 号、「令和元年度 芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を議題といたします。 この際、議案の朗読を省略いたします。 提案理由の説明を求めます。</p>
	管 理 者	議 長。
	議 長 管 理 者	<p>管理者、箕野博司君。 はい。提出議案書の 5 ページをお願いします。 議案第 7 号でございますが、地方自治法 第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、令和元年度芸北広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算を、別紙の監査委員の意見を付けて、認定をお願いするものでございます。 詳細につきましては、事務局から説明いたしますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
局 議 長 局 議 長	<p>議 長。 事務局長、児玉一朗君。 議案第 7 号の令和元年度の歳入歳出決算認定についてでございますが、決算に関する資料といたしまして、一般会計決算認定資料、一般会計歳入歳出決算書、行政報告の 3 冊を配付させていただいております。よろしいでしょうか。 では、まず、決算認定資料の方から御説明いたします。決算認定資料の 2 ページをお開きください。歳入につきまして、予算現額に対する決算額は、692,587,856 円、比率は 100.73%、歳出は、決</p>	

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>算額 659,580,846 円、比率 95.93 %、歳入歳出差引残額 33,007,010 円となっております。</p> <p>3 ページの方に歳入の目別の一覧表がございます。4 ページには、歳出の方につきまして、款別の予算現額と決算額の比較を載せております。</p> <p>5 ページの方が、決算統計による性質別歳出でございまして、地方公共団体の統一ルールによって分類したものでございます。</p> <p>6 ページに、財産に関する調書の詳細といたしまして、備品の納入日と契約金額を掲載しております。10 万円以上のものについて掲載しております。きれいセンター関係で申しますと、塵芥収集車、パッカー車 1 台と 2t ダンプ 1 台、いずれも年式が古く故障も多いということで下取ということで減車しまして、新しく脱着装置付きコンテナ専用車、通称、フックロールと言われているのですが、その車両とコンテナ 2 台を購入しております。それから、他は、増減はございません。</p> <p>以上で、決算認定資料の説明を終わりました、次に、決算書の方を少し御説明させていただければと思います。決算の内容につきまして、いくつか御説明申し上げます。</p> <p>決算書の 8 ページ、9 ページの方ですが、歳入歳出決算の事項別明細書でございます。1 款、分担金及び負担金、1 目、通常経費負担金でございますが、当初予算額 435,974,000 円に対しまして、収入済額も同額でございます。内訳は、安芸高田市さんの通常経費負担金が 265,689,000 円、北広島町さんの負担金が 170,285,000 円となっております。以降、2 款の方が、使用料及び手数料ということで、ごみ処理手数料、ごみ袋やきれいセンターへの持ち込みについての収入でございます。</p> <p>次のページ、12 ページ、13 ページ、すみません、次のページ、そうですね、9 ページ、10 ページ、11 ページが、繰入金、繰越金、諸収入でございます。7 款の諸収入、アルミ缶や新聞・雑誌等を資源化業者に売却しておりますけれども、その収入他でございます。備考欄にございますけれども、元年度の資源化売却代として 10,239,151 円の収入がございました。</p> <p>次のページ、12 ページ・13 ページが、歳出の事項別明細になります。1 項が、すみません、1 款が議会費、2 款が総務費でございまして、備考の欄の方に内訳がございます。</p> <p>続きまして 14 ページ・15 ページでございますが、総務費の財産</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>管理費、会計管理費、監査委員費でございます。</p> <p>下段の方、下の方、3款が衛生費でございます、きれいセンター関係の費用となっております。</p> <p>次のページ、16ページ・17ページでございますが、備考欄でございますように、職員の手当や共済費、11節需用費がきれいセンターの電気料ですとか補修費、12節役務費が、ダイオキシン類等の測定費用、13節委託料が、ごみの収集運搬業務の委託料、焼却灰等の資源化委託料他でございます。</p> <p>次のページ、18・19ページも御覧のとおりでございます。</p> <p>20ページ・21ページでございますけれども、4款予備費でございます、当初予算額 3,000,000 円に対しまして、1,208,375 円を充用させていただいております。充用先は、備考欄のとおりでございます、職員の給与改定等に伴うものでございます。</p> <p>以上、歳入歳出の説明を終わりますけれども、22ページに実質収支に関する調書がございます、23ページから財産に関する調書がございます。24ページの方、土地、建物、物権です。</p> <p>25ページの方が、物品の増減と現在高を記載させていただいております。先ほど御説明しました決算認定資料と同じですけれども、増減が入っておるものでございます。あのお、そうですね、増減あったのが、そうですね、脱着装置付きコンテナ専用車です。</p> <p>それから最後のページ、26ページでございますけれども、元年度決算年度末の財政調整基金の現在高でございますが、繰入で 84,000,000 円取崩しまして、繰越金の予算未計上分の額 19,474,000 円と利子 269,000 円を積立いたしまして、年度末現在高は、223,152,000 円となっております。</p> <p>以上で、決算書の説明を終わらせていただきます。それから、行政報告の方も少し見ていただけたらと思います。</p> <p>行政報告書の方ですけれども、こちらは、令和元年度の主要な施策の成果を説明する資料にもなっております。令和元年度の行政報告でございますが、これにはいろいろなデータも掲載されておりますので、現在のきれいセンターの状況説明にもなっております。</p> <p>まあ、ちょっと開いていただいて、14ページ・15ページに、市町別のごみ処理量がございます。最近、粗大ごみの増加がみられます。ごみの量は、最近、横ばい傾向が続いております。令和元年度は、安芸高田市が 7,800 t、北広島町が 4,820 t のごみ総量で、安芸高田市は、ほぼ変わらず、北広島町は前年度より 2.5%の減少</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>となっています。燃えるごみが全体の9割を占めておりますので、その削減に力を入れなければならない状況にあります。</p> <p>それから、18ページの方、ごみ処理ランニングコストということで、ごみ処理に係る経費の表がございます。一番下の表ですけれども、1袋あたりに換算しますと、燃えるごみで、実際かかっている経費が171円、受益者負担額、ごみ袋の手数料ですが、こちらが65円ですから、市町の負担額が106円、約62%という計算になります。年間1世帯あたりの経費に換算しますと、上の表の下段の方ですけれども、1t当り、年間1世帯当たり、年間1人当たりという項目がございますけれども、大体1人当たり、12,664円。括弧書きは昨年度の数値ですけれども、12,307円ですか、という数字になっております。</p> <p>20ページの方を見ていただきますと、資源化状況ということで対価を得て行うもの、これは、お金がもらえるものです。逆有償というのがですね、委託について委託費用を払わなければならないといけないもの、とに分けて上段と下段に分けております。元年度から羽毛布団の売却の資源化を行っております。1枚400円という金額で、まあ、10,010円ということで、それほどでもないんですけれども、新しくですね、資源化できるものがあれば、そういった形でどんどん品目を増やしていきたいと思っております。</p> <p>21ページに、資源化量と資源化率の推移のグラフがございます。全国的にみると組合の方が、元年度の資源化率24.55%と、昨年度より下がってはいるんですけれども、県内・全国に比べれば高い数字ではあると思います。</p> <p>22ページ・23ページからが、リサイクルのフロー図ですとか、24ページ・25ページには、きれいセンターの環境の測定を行ったデータを載せております。まあ、ダイオキシンの数値も基準より、はるかに低い値となっております。老朽化しておりますけれども、環境性能は問題ない状況でございます。</p> <p>それから、26ページが日曜開場の状況です。まあ、最近は、かなり日曜日が増えてきておまして、特に最近、日曜日もかなり、30分、40分待っていただく、というような状況が続いております。</p> <p>それから、26ページの下の方、死亡獣畜の処理状況ということで、シカやタヌキをきれいセンターで焼却処理しておるんですけれども、その頭数のデータがございます。元年度811頭という、か</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>監査委員</p>	<p>なりたくさんシカも処理しておりまして、この処理についても今後、課題となっているところがございます。</p> <p>27 ページには、きれいセンターの見学者の状況と推移を載せております。元年度は、環境学習ということでですね、安芸高田市さん・北広島町さんと協力してですね、小学校4年生の方へのいろんな説明を行っていただいております。</p> <p>29 ページ以降、参考資料ということで載せております。</p> <p>以上、年度の事業報告ということで行政報告書を説明させていただきました。では、よろしく御審査の程、お願いいたします。</p> <p>これで提案理由の説明を終わります。</p> <p>次に監査委員より決算審査の結果報告を求めます。</p> <p>木原監査委員。</p> <p>議長。それでは、令和元年度芸北広域環境施設組合決算審査意見を申し上げます。議案書の7ページを御覧ください。</p> <p>審査の対象といたしまして、ここに書いてあるとおりでございます。審査の期間は、令和2年12月2日に行いました。審査の方法は、審査は、組合管理者から審査に付された一般会計歳入歳出決算書及び政令で定める附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、関係諸帳簿その他証書類との照合等により計数の正確性を検証しました。さらに例月出納検査及び定例監査の結果も参考とし、事務処理の適否、事業執行状況について検証を行いました。細部については、関係職員から説明を聴取するとともに、処理施設で備品等を現場確認する等の方法により審査を実施いたしました。</p> <p>審査の結果でございます。審査に付された歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、正確であることを認めました。また、決算の内容、予算の執行及び基金の運用状況についても、概ね適正に行われているものと認められました。審査結果の概要及び意見は、次のとおりであるとしておりまして、審査結果の概要及び意見を8ページ以降に記しておりますけれども、決算の概要につきましては、事務局の方から御説明があったとおりでございますので、省略いたしまして、最後の12ページに意見として付しておりますので、この意見を朗読させていただきます。</p> <p>令和元年度の決算額の合計は、収入済額6億9,259万円、支出済</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	監査委員	<p>額6億5,958万円であり、平成30年度と比較し、収入済額が1,926万円、2.9%、支出済額が1,573万円、2.4%、それぞれ増加している。しかし、歳入予算の財源として財政調整基金を取り崩しており、実質単年度収支は、6,072万円の赤字決算で、財政調整基金残高も2億2,315万円にまで減少している。地方公会計制度により、組合においても「貸借対照表」や「行政コスト計算書」等が作成されており、それによると住民1人当たりの行政コストは、11,218円と平成30年度と比べると1,589円、17%上昇している。施設の老朽化に伴う補修費やごみ量増加に伴う処理委託費等は、今後も増加が見込まれるが、市町の財政状況は逼迫しており、事業の効率化は喫緊の課題である。新型コロナウイルスが拡大する中、ごみ処理業務は、住民の生活を支えるライフラインであることを念頭に、次のとおり意見及び要望を述べる。</p> <p>ア、歳出の不用額について。ごみ処理費の内、11節需用費で906万円、13節委託費で1,238万円の不用額が発生している。予算の4～5%の金額ではあるが、生じた理由については十分精査を行い、適正な事業執行に努められたい。資源化委託量が減少したことによる場合は資源化方法を検討する、経費の節減によるものについては他の事例にも適用する等、要因を分析することで、今後の事業の効率化を進められたい。</p> <p>イ、広報・施設見学について。焼却炉の運転や維持補修費に係るコスト縮減には、焼却ごみの減量が最も効果的であると思われる。燃えるごみ袋は1袋65円で購入できるが、実際は171円の経費がかかっていることを住民に理解してもらえれば、ごみの分別も徹底されるのではないかと。ごみの分別は、「慣れ」である。住民・事業者・行政が一体となった取り組みが求められるが、広報・啓発活動が十分であるとは言えない。小学生を対象にした環境教育をさらに拡大すべく、地域や会社でも施設見学を実施してもらおう等、市町と協力した広報啓発活動を推進されたい。</p> <p>ウ、今後の施設方針について。元年度にごみを焼却せずに固型燃料として資源化利用を行っている先進施設の視察を実施している。組合においても、脱焼却・脱温暖化を目指したごみ処理施設の検討を行う方向性である。分別方法の変更等も予想され、住民や事業者との情報共有は言うまでもなく、新しいごみ処理に伴う痛みを住民・事業者と共有することで意識の向上にも繋がる。ごみ処理は生活に密接した重要な問題であり、市議会・町議会を含めた</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>監査委員</p> <p>議 長</p> <p>5 番 議 員</p> <p>議 長</p> <p>5 番 議 員</p>	<p>市町との推進体制の構築を図られたい。</p> <p>以上、今後も安心して効率的なごみ処理が継続できるよう、抜本的な改革を望むものである、と結んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これをもって、監査委員の報告を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>議案につきましては、決算認定ということでございますが、一般質問を別に設けておりませんので、組合の施策のこと、きれいセンターのことやごみの収集のことなど、その他、全般にわたっての質問がございましたら、ここで、御質問いただきたいと思います。</p> <p>なお、質問は、一問一答方式とし、挙手の上、自席で起立により行ってください。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>議長。</p> <p>5番、中田節雄君。</p> <p>5番、中田でございます。2点について質問をいたします。</p> <p>先ほど監査委員の意見にありましたように市町の財政は非常に逼迫しておると。このきれいセンターの事業についても効率化は喫緊の課題であるということを示べられております。</p> <p>このきれいセンターの運営につきまして、安芸高田市の負担分が2億6,600万円、約ですね、北広島町が1億7,000万。これだけ多くの資金を拠出しておるわけでございます。これについて、どのようにしていくか。あるいは、ごみ袋を有料化して、これも値上げをしていくということでもあります。値上げというものは、なかなか厳しい物事であります。郵便料金の値上げもここ最近、かなり相次いでおりますし、タバコの値上げも相次いでおります。しかし、それらとは違って、ごみの袋を値上げしますと不法投棄が増える要因にもなってまいります。そう簡単には参りません。しかしながら、ごみをいかに減らしていくかということは、先ほどあったように喫緊の課題でありますけども、監査委員の意見にあるような広報とか施設見学について、このことについて、当然やっていかなければなりません。</p> <p>先ほど、行政報告の18ページにありましたが、ごみ袋の、1袋の、燃えるごみがですね、171円の経費がかかって、受益者負担が65円、その差額が105円あると。こういったことからしてですね、この事がどの程度、地域住民に浸透しておるのか。小学生の施設見学も、</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>5 番議員</p> <p>議 長 管 理 者 議 長 管 理 者</p>	<p>これは当然やっていくべきであろうし、しかしながら、家庭でのこの事に対する理解、1袋いくらかかっているのか、私たちが持ち出す1袋のごみ袋の料金はいくらなのか、その差額がいくらなのか。このことがね、まだまだ一般家庭には浸透していない、と私は思うわけであります。</p> <p>そこで、組合として、このことを商業的にしていくということも当然な事でありますけれども、構成する安芸高田市と北広島町、その市町で、広報、あらゆる手段を通じてですね、この事をもっともっと浸透していく必要があると思うわけですね。例えば広報なら、1ページを割いて特集を組む。「ごみ袋の値段の仕組み」、こういったタイトルでも構いませんけれども、そうしたことをしていかなければ、ごみの量は、どんどん増えていくばかりであると。このことについて、各市町、組合、こういった対応をとられていくべきか、監査委員も指摘しておられますけれども、このことについて御答弁をお願いします。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>管理者、箕野管理者。</p> <p>はい。このごみの問題は、非常に大きな問題で、昨年度も小学校を中心にそうした環境教育を進めようということで、学習の、教科書みたいなものを作ったりして、呼びかけもして、きれいセンターを実際に見てもらって、で説明もして、理解を広めたところであります。まだまだ十分ではないと思っておりますので、今後、両市町での広報、今提案いただきましたが、そういったことも含めて、いろいろ周知をしていかなければならないというふうに考えております。市町で定期的に協議を行っておりますので、そういったところで具体的な案を検討させていただいたらと、いうふうに考えております。</p> <p>それから、今の施設がだんだん老朽化してきておりまして、その計画的な補修・修繕がだんだん高くなっている、というのも大きな要因であります。先ほど来、若干説明がありましたけれども、四国の方に研修に行かしてもらって、トンネルコンポスト方式ということで、燃やさないで処理するという形をやっておられるところを見させていただき、当時の全議員に、こういう方法でいこう、というような方向性が出されたわけでありまして。今、具体的にそれに対する検討もしております。今年度、調査をしておるわけで、これ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>管 理 者</p> <p>5 番 議 員</p> <p>議 長</p> <p>副 管 理 者</p> <p>議 長</p> <p>5 番 議 員</p>	<p>の結果が出たら、また議員の皆さんにもお知らせをし、それから、両市町の議会でも、できれば全員協議会等でですね、お知らせができるような形ができればいい、というふうに思っております。まあ、監査委員さんの指摘にもあったわけでありまして、そういった方向も併せてとりながら、広報の方は力を入れて参りたいと考えております。</p> <p>今、管理者の方から答弁ございましたけれども・・・</p> <p>お待ちください。副管理者の方で。副管理者、石丸伸二君。</p> <p>はい。では、少し、安芸高田市のお話をさせていただければと思います。</p> <p>安芸高田市において、今一番に掲げているもの、それは、市の改革なんです、すなわち、市民の行動変容というものを求めています。そのために必要なのが、意識改革だという認識です。そしてこのごみ処理の話においては、今まさに御指摘をいただいたところ、コストの意識がなかなか根付いていないなと感じます。</p> <p>それがなぜかという、認識がないんだと思います。今ここに、171円という数字がありましたが、この数字、ほぼ市民知らないと思います。他のところでも、水道であったり、それこそ施設にどれくらいお金がかかっているのか認識がないと。これ、すべからず行政の責任だと、重く受け止めています。その意味では、市民にコスト意識を正しく持ってもらう。そのために、安芸高田市としては、財政の報告を丁寧に市民に向けてやっていこうと、そのように考えている次第です。</p> <p>答弁を終わります。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>5番、中田節雄君。</p> <p>はい。今、管理者、そして副管理者の方から答弁いただいております。小学生を施設見学に招聘することは、確かに、これはいい事だと思っております。しかしながら、考えてみてください。小学生というのは、地域の中でどれだけいるのか。1つの集落で小学生が20個の集落なら1家庭か2家庭しかいない。そのことも重要ではありますが、先ほど副管理者がおっしゃったように、一般の家庭の中で、ごみの処理費、このことについて、ごみの処理費の仕組み、1袋当りの仕組み、燃えるごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、それらを含めてですね、どの程度浸透しているかについては、これは、甚だ疑問であります。一生懸命、取り組みをされていることはわかりますけ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>5 番議員</p> <p>議 長 管 理 者 議 長 管 理 者</p> <p>議 長</p>	<p>れども、その割には浸透していない。家庭の中で、この事が認知されていない、ということでもあります。これでは、いくらがんばってもごみの量は増えていく。今までが当たり前。この考え方では改革はできない。是非ともですね、この考え方、これを変えていく方法は何かということについて、各市町で真剣に考えていただきたい。また、広報、あるいは、あらゆる広報媒体を使ってですね、この特集を組んでいく。まあ、コロナで大変な時期ではありますが、そうしなければ各市町の負担金というのは、減ってこないわけであり</p> <p>ます。</p> <p>先ほど管理者の答弁にあったトンネルコンポスト方式、2番目にこの事を質問しようと思っと思ったんでありますけれども。ちょうどいい時に香川県三豊市を視察させていただいたと。この事は、組合の方針としても合致しておりますし、また素晴らしい施設であり、民設民営という画期的な方法でもありました。また、臭いもしない。しかしながら、問題点が一つ指摘されておるように、出口がないということについて、このことは致命的な要素ではありますけれども、今年度、調査をしていくということでもあります。是非ともですね、早急な取り組みをしていただきたい。先ほど言いましたように、安芸高田市で2億6,600万、北広島町で1億7,000万、この負担金、トンネルコンポスト方式を採用すれば、これらは半減していくものだと思うしております。</p> <p>是非ともですね、今年度、どのように調査されるのかわかりませんが、管理者、今年度中に、その結論は出ますでしょうか。お伺いします。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>はい。</p> <p>管理者、箕野博司君。</p> <p>はい、すみません。</p> <p>今年度もう既に行っておるわけでございますが、今年度は、概要の調査という形に留まる、というふうに思いますが、まあ3月議会になるんですかね、次が。予算の事もありますので、その頃には、ある程度のところは、一応、中間報告的なところはできるかと思っておりますが、しっかりした詳細の調査というのは、来年度予算計上して取り組みたい、というふうに考えております。</p> <p>答弁を終わります。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>4 番議員 議 長 4 番議員</p> <p>議 長 局 長 議 長 局 長</p> <p>議 長 4 番議員 議 長 4 番議員</p>	<p>議長。 4番、美濃孝二君。 はい、4番、美濃孝二です。簡単に3点、お伺いたします。 1点は、センターの作業員やごみ収集員へのPCR又は抗原検査についてです。これについて、いろいろとマスコミでも言われていますが、全体として実施しているところがあるのか、又は組合として検討されているのかどうかを伺います。</p> <p>答弁を求めます。 はい、議長。 児玉一朗君。 お答えいたします。 PCR検査の件ですけれども、現在、医療関係者という方には、当初からあったんですけれども、最近になりましてライフラインの重要性という意味から廃棄物処理業者についても、無料でPCR検査を受けれる措置がなされております。観音のところで措置ができます。ただし、今感染拡大が広がっている広島市、それからですね、周辺の廿日市、すみません、ちょっと正確ではないんですが、周辺の町に限られております。このPCR検査が、もし、こちらの北広島町・安芸高田市さんの廃棄物処理業者の方にも無料の検査を受けれる体制が整いましたら、その時には検討させていただきたいと思いますが、今は施設の中で対策を十分とりながら、PCR検査については、もちろん、それは濃厚接触者ということになれば、PCR検査を受けていただくのは、保健所の指導であります。それから、廃棄物処理業者関係施設から、そういう濃厚接触者が出た場合には、組合の方に連絡していただく体制も整えております。現在の状況は、そういう状況です。</p> <p>答弁を終わります。 はい、議長。 4番、美濃孝二君。 はい、美濃です。まあ、始まって検討されている、ということですから、先ほど中田議員の方からもありました、施設見学とも関係するんですが、場内でプラスチックの分別を人力で、収集されたものを分けてるわけですね。そういう直接危険なところもあるので、是非ですね、それが発生する前に、コロナ対策は、検査とほぼ追跡ですから、それができるように検討をお願いしたい、というふうに思います。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>4 番議員</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>4 番議員</p> <p>議 長</p> <p>4 番議員</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p>	<p>次に鳥獣の焼却の問題です。先ほど説明があったように、年間800を超えるシカがですね、焼却場に搬入されてますけども、ここにあります交通事故と捕獲とあります。料金は、どのようになっているのか。死亡事故の場合はどうなのか。住民の方が捕獲をして搬入された場合はどうなのか。これについて、まず伺います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長、児玉一朗君。</p> <p>はい、失礼します。料金については、ですけれども、燃えるごみとして扱っていることから、1頭、シカを持ち込まれたら、10kg当たり70円です。事業所の料金とさせていただきます。道路維持管理者としての事業所の料金、10キロ70円がきれいセンターでお支払いいただく金額です。それから、そのシカを、道路で死んでいたシカを回収する費用、というのはですね、安芸高田市さん・北広島町さんの方で契約していらっしゃいます。大体、1頭当たり15,000円ぐらいか、10,000円ぐらいかなと思います。ちょっと、そこは正確ではないんですが、それぐらいを道路維持管理業務として、建設関係業者の方に発注していただいております。以上です。</p> <p>答弁を終わります。</p> <p>はい。</p> <p>4番、美濃孝二君。</p> <p>そうしますと料金は、搬入者によって徴収している、ということで、死亡シカの場合は、市町が負担ですね。捕獲してきた場合は、住民負担ということでもいいのか。そうであるならば、鳥獣対策について、例えば、住民の方が獲った場合は、個人負担で持ち込めるのかどうかを、確認をお願いします。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。先ほどの件ですけれども、道路で死んでた物は、道路維持管理者の責任として市町、あるいは県がその費用を払って負担していただいておりますが、例えば自分の敷地にシカが死んでいた場合は、個人で持って来ていただく、というようになると思います。それは、受入れはできますけれども、10キロ、個人ですので65円、払っていただく、というようになります。以上です。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長 4 番 議 員 議 長 4 番 議 員	<p>答弁を終わります。</p> <p>はい、議長。</p> <p>4番、美濃孝二君。</p> <p>はい、了解をいたしました。</p> <p>最後にですね、先ほどちょっと触れました、施設見学について、監査委員の意見の中にもありますが、住民・会社を含めた話をさせていただきましただけども、その時に、先ほど周知の問題の中でですね、大事な役割を持っておられる市町の職員の方が、しっかり現場を見てもらうのがいいんじゃないか、という話もさせていただいたので、ちょっと触れます。その時は、特にですね、新採の職員の方はですね、是非現場を見て欲しいなあ、と。自分自身もそうでしたので。それを見てですね、本当に分別が大事だということを感じましたので、体験して欲しいということなんですが、新採職員、だけではないと思うんですが、職員への周知・見学、どういうふうにお考えかを伺います。</p>
	議 長 管 理 者 議 長 管 理 者	<p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>管理者、箕野博司君。</p> <p>はい。先般も、ちょっとこういうことについて議論をしたわけがありますけれども、市町の職員さんの意識を向上していくという意味でも、こういった、まあ全職員一遍にということにはなりませんけれども、先ほど新採の職員さんのという話がありましたが、それも含めてですね、現在の職員も含めて、どういう形でやったらいいかというのを、これも両市町の検討会の中で具体化していきたい、と思っております。</p>
	議 長 6 番 議 員 議 長 6 番 議 員	<p>答弁を終わります。</p> <p>その他、質疑はありませんか。</p> <p>議長。</p> <p>6番、熊高昌三君。</p> <p>2点ほど、お伺いしたいと思います。</p> <p>まず1点は、新型コロナウイルス禍でのごみの変容状況、とりわけ先ほど事業ごみの価格設定を9ヶ月延長したということもありますけれども。こういったことも含めて、7月から上げるということは、事業者に通達しておったと思いますが、その流れが途中で変わったわけですが。そういった事業ごみの値段が上がることよっての事業者の意識が、どうなったのか。その時は、既にコロナ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>6 番 議 員</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>6 番 議 員</p> <p>議 長</p> <p>6 番 議 員</p>	<p>が出ておりましたんで、そういった非常に判断が難しい状況であるとは思いますが、その辺のコロナウイルス禍によってのごみの状況というのを、少しお聞きしたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。コロナの影響でございますけれども、かなり、昨年、今4月から11月までを昨年と今年度でごみの量を比較しましたところですね、事業系ごみにつきましては、全体で大体300トンぐらい減少しております。許可業者さんが、病院ですとか、コンビニですとか、食堂等を回っておられるごみがですね、かなり減っております。マイナス10%程度、減っております。これは、コロナの影響で飲食店での営業というのがないですし、また製造業においても生産するものがないと出て来るごみも少ないということで、そういう影響かとも思います。</p> <p>一方、家庭ごみにつきましては、200トン増えております。個人の持ち込みもかなり多くなりまして、日曜日の開場というのが、今までの最高の人数の持ち込みがありまして、家庭ごみについては、逆に全体で4%程度ですけれども、量にしますと200トン程度上昇している、ということでございます。</p> <p>企業の方はですね、今、7月からの値上げということを来年3月ということで周知させていただいておりますが、他県に比べますと、他市町に比べると、まだ安い水準ではありますし、事業所の方にもですね、多量排出事業者については、組合の方、市町さんと協力して、訪問もしながら、減量についてお願いするというような事も、以前やっておりましたけども、今後もやっていきたいということで考えております。以上です。</p> <p>答弁を終わります。</p> <p>はい、議長。</p> <p>6番、熊高昌三君。</p> <p>はい、かなりの変動があったという実態がみえてきましたけれども。このコロナウイルス状況というのは、まだまだ先が見通せないということですけども、この状況がどのように影響していくかということも含めてですね、当組合としては、どのような見通しで取り組んでいくことがあるのか、ないのか、その辺についてのお考えがあればお伺いしたいと思います。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長 局 長 議 長 局 長	<p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長、児玉一朗君。</p> <p>すいません。先ほど私、3月からの値上げということ、ちょっと間違っ申しました。来年の、来年度4月から、事業系のごみの手数料というのが上昇することになります。</p> <p>今、組合の方針としましては、燃えるごみが、削減しなければならないターゲットにしております。その燃えるごみの中で、4割が事業系のごみです。ですので、家庭ごみと併せて事業系のごみも減らしていかなければならない、ということで家庭ごみについては、広報啓発ですとか、そういった、そういうところで取り組んでいく。それから、事業系ごみについてはですね、今、生ごみ処理機とか、いろんな減量化する方策を検討しまして、それを各事業所の方に御提案しながら、ということで事業系ごみ、家庭ごみ、併せて減らしていくということ、これも市町さんと連携しながら取り組んでいくという方針でございます。</p> <p>今回、燃えるごみ、70円から90円に値上げするんですけども、そうしたことによって事業系ごみの減量化が表れれば、良かったということになるんですけど、逆に減量化が進まないということになれば、今後も段階的に、この値上げというのをしながらですね、事業者に対する、意識をですね、向上していただきたいな、ということを検討していかなければならない、ということも思っております。以上です。</p>
	議 長 6 番 議 員 議 長 6 番 議 員	<p>答弁を終わります。</p> <p>議長。</p> <p>6番、熊高昌三君。</p> <p>はい。先ほど、中田議員からも将来的なトンネルコンポスト化への取り組みということですが、事業者のごみの量が、コロナでかなり減ったという状況もありますけれども。事業者の分別意識といいますかね、そういったものもまあ、大手コンビニなんかは、かなり進んできてはおりますけれども。まあ事業者が、そういう意識であっても、例えばコンビニであっても、事業者が分別意識が少ないというのも多々あると思うんですよね。そういった視点からも、いろいろアプローチすることがあるのかなあ、という気がしますので、今後の取り組みに期待をしたいと思います。</p> <p>もう1点、それとも関連するんですけど、コストの意識、先ほど石</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	6 番議員	<p>丸市長、副管理者の方からもありましたが、意識を変えることで行動が変わるとのことだと思えますけれども。これまでもいろいろ取り組みをしてくださってありがとうございますけれども、分別、あるいはそれが減量化に繋がるということですが、各市町で取り組みをするという流れがなかなか浸透しきれていないというのもあるんですけれども。以前も申し上げましたが、特に、まあ、若い家庭の状況というのは、なかなか時間に忙しくて、分別するよりかは燃やした方がいいというような流れになりつつ、なりやすいという状況もありますが。そういった意味では、その処理費の171円、こういったものが、どんなふうに意識化されていくか、ということもあると思うんですが、その辺の事をですね、分別をすれば、その分別をしたものが回収されるということですが。これも、しつこいようではありますが、先般からプラスチックごみが増えてきつつある。それは、分別の結果であると思えますから。その回収等もですね、なかなか難しいということですが、来年4月からは、回収日を増やすということですが。例えば今月の30日ですかね、これは、通常なら回収日でありますけれども、1週間飛ぶということもあるんですね。そういったことを、分別化とともに併せて回収しやすいような形というのが必要だと思えますので、それについてのお考えを改めてお聞きしておきたいと思えます。</p>
議 局	長	答弁を求めます。
議 局	長	議長。
議 局	長	事務局長、児玉一朗君。
議 局	長	<p>はい。分別についての考え方ですけれども、今、議員御指摘のようにですね、分別すればコストも安くなるというのをいかに伝えていくかという面もございます。実際には、燃えるごみの中に、プラスチック製容器包装がかなりたくさん入っているということで、以前御指摘があったとおり、プラごみを出しやすいようにということで、来年の4月からは、月2回のプラスチック製容器包装の収集を毎週の1回の収集を、ということにさせていただくことになっております。それから併せてプラスチック製容器包装のピンクの袋なんですけど、大きな袋だけではなくて、小さな袋も用意するというふうにしております。</p> <p>それから逆に、新聞・雑誌の古紙ですけれども、月2回収集してありますが、これを今、来年度からは月1回の収集にさせていただきたいと思っております。今、地域内で資源回収の動きがかなり</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>広がっております。そういう中で、そういう新聞・雑誌というのは、組合に出していただくのではなくて、地域の資源として利用していただきたいという思いがございます。</p> <p>それから更に進めて、今、市町さんと協働で「分別モデル事業」というのをやっております。地域に回収拠点を設けていただいて、そこで、ビンとか、古紙等、アルミ缶を分けて入れるような箱をたくさん作っていただいて、そこで回収をする。で、地域内で処理できるものは処理する。そういった仕組みを、今後、各地域に広げていくことで、今度、収集運搬の費用ですよね、そうすると、今例えば燃えないごみとか、アルミ缶・スチール缶、月に2回収集してまますけど、月1回の収集でいいかもしれませんし、生ごみとかも地域で処理する仕組みができれば、燃えるごみも週2回でなく週1回でできるかもしれないし。地域で出されれば、ゴミ袋を買わずに出すこともできるということで、こういう方向性を今検討しながら、市町さんと一緒に、各地域地域ですね、そういった取り組みのできる所を進めているところでございます。</p> <p>全体的にみますと監査委員さんが御指摘のような方向性で今後も進めていきたいなと思っております。以上です。</p>
	議 長	<p>答弁を終わります。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p>
	3 番 議 員	<p>はい。</p>
	議 長	<p>3番、山本優君。</p>
	3 番 議 員	<p>はい。3点ほどお聞きしたいと思います。</p> <p>この監査委員さんの意見書の中でもあります、ごみの減量対策が一番だということが記述されております。減量させるには、安芸高田市では、リサイクルシステムを作って、各地域で、新聞、ダンボール、ペットボトル、アルミ缶、鉄缶とか、そういうものをリサイクルして業者に持ってってもらうようにしております。そうすることによって、地域のごみも随分減ってきておるのではないかと思います。ですから、私たちの地域では、燃えるごみとかビンぐらいしか集会所には出ないようになっておりますので。そういうリサイクルの普及を全体的にやったら、ごみの減量には役立つのではないかと思います。また、今は草を刈っても木を切っても、全部、処理場に持っていかないといけない、というような法律になっておりますけれども。これの対策も何か考えたら、減量には、減量対策にはなるのではないかと思います。それについては、どのよう</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	3 番議員 議 長 局 長 議 長 局 長	<p>にお考えでしょうか、お伺いたします。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。今確かに、おっしゃたように、地域でアルミ缶とかいろいろ、出していращやるので。あと、ビンだけとおっしゃいました。今進めているのが、ビンです。ビンを色別に地域で回収してもらえないか、というのを、モデル地域で何ヶ所かやっていたところがございます。</p> <p>それから、木材とか草についてですが、今もですね、きれいセンター、個人の方は持ち込みされるんですが、道路の草刈りとかですね、そういった大量に出る草については、北広島町にありますリサイクル施設の方に持ち込みいただくように御協力をお願いしております。そこでは焼却ではなくて堆肥という形で処理が進んでおりますので。できればそういう資源化施設に持ち込むような方策といえますか、誘導というのをしていきたいと思っておりますし、個人の方が、きれいセンターに木や草を持って来られた場合、今は、焼却している場合もありますし、資源化している場合もあるんですが、こちらでも、やっぱりそういう施設に直接持って行くということも考えなきゃいけないかなと思っています。以上です。</p>
	議 長 3 番議員 議 長	<p>答弁を終わります。</p> <p>はい。</p> <p>山本優君。</p>
	3 番議員 議 長 局 長 議 長 局 長	<p>はい、そういう対策ができるところがあるのでしたら、今後それを一層御協力いただければと思います。</p> <p>次の事ですが、随分前から、高齢者施設で出るオムツ対策というのが課題となつたと思うんですが、これに対しての現状の対応についてはどのようになっておりますか、お聞きいたします。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長、児玉一朗君。</p> <p>はい、あのお、オムツですけれども、以前、オムツを処理する装置をきれいセンターで実験的に処理しました。それから、その翌年にはですね、安芸高田市の老人ホームで同じように紙オムツの処理機というのを試験していただいております。ただし、処理はできるんですけれども、最終生成物、プラスチックのふわふわしたよう</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	<p>なものができるとは思いますが、その利用先といいますか、加工というのが難しいということと、費用がかかるということで、今の施設に置いて紙オムツを処理する、伯耆町タイプの、伯耆町というところがありますが、そのタイプのモデルというのは、今進んでおりません。ですが、今、きれいセンターでは、鳥取県にある資源化業者で、炭にする仕方での資源化を行っている会社があります。そこに事業所からですね、分別して持ち込んでいただけるような施設、老人ホームがあるんですが、その紙オムツについては、一部そういった形でリサイクルさせてもらっております。施設での分別と分別排出といった体制を整えば、紙オムツのリサイクルというのは、そういう形で進めていくことはできると思いますが、施設側では、やはり、混合して出す、収集運搬業者が混合して引き取る、というような体制がありますので、なかなかそこが拮がっていない状況です。以上です。</p>
	議 長 3 番 議 員	<p>答弁を終わります。</p> <p>はい、議長。</p>
	議 長 3 番 議 員	<p>山本優君。</p> <p>はい。オムツの処理費用とか考えますと、施設の運営経費にも係ってくることもありますが、うまくいけば施設の、焼却施設の、ごみの減量にもなると思いますので、今後しっかり検討していただければと思います。</p>
	議 長 局 長 議 長 局 長	<p>もう1点、随分前でございますが、焼却、これだけ焼却をしておりますので、熱量はすごいもんだろうと思います。その熱を利用した施設整備を考えられておられたことがあると思うんですが、その検討については、今どのようになっていますか。お聞き、説明いただければと思います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長、児玉一朗君。</p> <p>はい。施設の熱利用でございますけれども、今、現在はですね、冬季は、施設から発生する焼却熱の一部を利用して温水、お湯を沸かして、隣接した農園があるんですが、そこでトマトをちょうど作ってらっしゃいます、その暖房に使っております。</p> <p>それから議員御指摘のように、バイナリー発電というのがございます。温水を利用して発電する設備です。鳥取県の温泉とかでは、そういったものを利用して、温泉の熱を利用して発電していると</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	局 長	ころがあるんですけども。そのバイナリー施設についても、少し、きれいセンターの方で、導入を考えましたけれども、その温水を発生するための電気とそのバイナリー発電で得られる電気というのが、ほぼ同じでしたので。ちょっと今回、それは検討したんですが、意味がないということで、それは見送っているという状況です。以上です。
	議 長	答弁を終わります。
	3 番 議 員	はい、議長。
	議 長	山本優君。
	3 番 議 員	はい、そういうことでしたら、なかなか進まないかと思えますけれども・・・
	議 長	山本議員、マスクをしてから。
	3 番 議 員	はい。施設の老朽化が進んでおりますので、新しく建設を考えられるのであれば、そういうところもしっかりと検討して対応していただければと思います。要望しておきます。以上です。
	議 長	他に質疑はありませんか。
		〔 「なし」と言う者あり 〕
	議 長	質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。
		〔 「討論なし」と言う者あり 〕
	議 長	討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより、議案第7号、「令和元年度 芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を起立により採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いいたします。
		〔 賛成者起立 〕
	議 長	起立多数であります。
		よって本案は、原案のとおり可決されました。
		ここで暫時休憩とします。
		〔 暫時休憩中 〕
	議 長	休憩を閉じて、再開をいたします。
		先ほど、議会運営委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。
		この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。
		これに御異議ありませんか。
		〔 「異議なし」と言う者あり 〕

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
追加日程第1	議 長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって、閉会中の継続審査の申し出についての件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。</p>
	議 長	<p>追加日程第1、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。</p> <p>〔 「異議なし」と言う者あり 〕</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。</p>
閉 議	議 長	<p>以上で本定例会に付議されました事件の審議はすべて終了いたしました。</p> <p>閉会にあたり、副管理者から挨拶があります。</p> <p>副管理者、石丸伸二君。</p>
	副管理者	<p>本日は、御多用の中、お時間をいただきまして心より御礼申し上げます。広域連携というのは、いろいろな分野で進めているわけなんです。このごみ処理については、特に重要な取り組みの一つだと認識しています。実際、「きれいセンター」という名前は、すごく住民の方、地域に浸透していると思います。普段の会話の中でも「ちょっと、きれいセンター行って来るよ。」という言葉をよく耳にします。ですので、この連携をしっかりと活用して、この先も北広島町と安芸高田市が益々発展していけるよう、是非ともお力添えをいただければ幸いです。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。また、ちょっと早いんですけども、本年、大変お世話になりました。よい新年を、どうぞお迎えください。ありがとうございました。</p>
	議 長	<p>これをもって「令和2年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会」を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>